

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【⑦発達支援保育に関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★★	Q⑦-1	発達支援保育とはどのようなものですか？
	A⑦-1	保育施設の利用が適していると認められた集団保育が可能な児童で、成長・発達等に心配があるため、その発達を支援する保育が必要と判断された児童（詳細は入園案内のP15をご覧ください）が対象です。 児童の安心・安全をより高めるために通常の配置基準よりも多い保育者を配置し、日常生活のサポートを通してより丁寧な保育を行い、発達を促していきます。
★★★★★	Q⑦-2	発達支援保育利用の申し込みをした場合、すぐに発達支援保育が利用できますか？
	A⑦-2	発達支援保育利用の申し込みをした場合でも、すぐに発達支援保育が利用できるとは限りません。まずは通常保育の利用申込児童を含めた利用調整を行いますので、保育の必要性が低い場合は不承諾になる場合があります。また、保育施設の利用が決定した場合でも、施設が保育者を配置する流れとなりますので、決定した施設の保育者不足等により、発達支援保育が利用できない場合もあります。
★★★★★	Q⑦-3	発達支援保育を申し込む際に提出する診断書と発達検査結果は、どのくらい前に発行されたものまで大丈夫ですか。
	A⑦-3	診断書と発達検査結果の有効期限は約2年間です。令和2年度の発達支援保育利用申し込みに関しては2017年（平成29年）11月以降に発行されたものであれば有効となります。 但し、令和3年度に小学校に入学するお子さんで、1年生より特別支援教育を希望される場合は、2018年（平成30年）8月以降に発行された診断書と発達検査結果を令和2年7月末日までに教育委員会にご提出いただくこととなりますので、あらかじめご準備ください。
★★★★★	Q⑦-4	発達支援保育が利用可能な（加配保育者が配置できる）保育園を教えてください。
	A⑦-4	公立保育所・公立幼稚園・認可保育園・認定こども園であれば発達支援保育が利用可能ではありますが、保育士不足が深刻な中、法律で定められた人数の保育士を配置した上で、さらに保育者が確保できるかどうかはお約束できない現状があります。現在は保育者が確保できている保育施設でも、次年度の体制については不確定です。
★★★★★	Q⑦-5	発達支援保育利用申請を希望しているが、必要書類がまだそろっていません。いつまでにそろえたらよいですか。
	A⑦-5	11月末までに提出となっていますが、遅れそうな時は保育幼稚園課までご連絡ください。

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【⑦発達支援保育に関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★	Q⑦-6	発達に遅れがありますが、保育所の入所選考に影響ありますか？
	A⑦-6	発達の遅れがある場合も、保育所入所選考は保育の必要性に準じて行われるため、影響いたしません。但し、加配保育者が配置できない園ではお子さんの安全面が確保できない場合においては、希望園以外の加配保育者が配置できる保育園にご案内する場合があります。
★★★	Q⑦-7	発達支援保育利用申請をした場合、保育料は変わりますか？
	A⑦-7	変わりません。通常の保育料のみでご利用いただけます。
★	Q⑦-8	児童発達支援事業所と保育所の併用は可能ですか？
	A⑦-8	可能です。児童発達支援事業所の利用は、利用計画に基づいて日数や時間が決定します。児童発達支援事業所を利用する日（時間）以外で保育所を利用することは可能です。
★★★★★★	Q⑦-9	発達支援保育利用を申請しても保育者不足等により加配保育者がつけられないと言われた場合、他にどのような支援がありますか？
	A⑦-9	発達支援保育利用を申請されている場合は、加配保育者がつけられない場合でも、専門相談員による巡回相談や保護者相談、また就学に向けてのつなぎ支援などを受ける事が可能です。